第五条第一項、第三項又は第四項	第五条第一項（前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三項（前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第四項（前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十条	
第九条の五第二項	第九条の五第二項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
同条第四項	第九条の五第四項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
同条第二項から第五項まで	第九条の五第二項から第五項まで（これらの規定を第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十二条第二項	
及び第二項	及び第二項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
同項	第九条の六第一項の規定により読み替えて適用される第六条第二項
第十二条第二項	第十二条第二項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
前条第一項、第三項及び第四項	前条第一項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十二条第四項	
前二項	前二項（これらの規定を第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十六条の三第二項	
及び第二項	及び第二項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
同条第二項	第九条の六第一項の規定により読み替えて適用される同条第二項
第十六条の三第二項	第十六条の三第二項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
前条第一項、第三項及び第四項	前条第一項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

同条第一項	法第七条第一項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十六条第一項	
第八条第一項	第八条第一項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十六条第二項	
第五条第二項から第六項まで（第四項第二号及び第三号を除く。）の規定	第五条第二項（第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三項、第四項（第二号及び第三号を除く。）、第五項（第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第六項の規定
前項	前項（第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十七条	
第八条第二項	第八条第二項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五条第一項	第五条第一項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十八条	
一歳（法第五条第三項の申出に係る子にあっては一歳六か月、同条第四項の申出に係る子にあっては二歳）	一歳（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第五条第一項の規定による申出により育児休業をする場合にあっては一歳二か月、同条第三項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による申出により育児休業をする場合にあっては一歳六か月、法第五条第四項の規定による申出により育児休業をする場合にあっては二歳）
第十九条	
前条	前条（第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第二十一条第二項	
第五条第二項から第六項までの規定	第五条第二項（第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三項、第四項（第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五項（第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第六項の規定
同条第四項第二号	第五条第四項第二号（第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第六条第三項	第六条第三項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第二十二条	
第十二条第二項	第十二条第二項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）